

改正

昭和47年9月30日条例第23号

昭和47年12月26日条例第33号

昭和48年3月31日条例第14号

昭和48年6月30日条例第24号

昭和50年12月25日条例第32号

昭和54年12月25日条例第23号

昭和55年12月26日条例第26号

昭和56年3月31日条例第13号

昭和61年3月31日条例第10号

平成12年12月28日条例第55号

平成17年12月28日条例第51号

平成21年12月22日条例第37号

平成28年12月27日条例第43号

上尾市重度心身障害者福祉手当支給条例

(目的)

**第1条** この条例は、市内に住所を有する在宅の重度心身障害者に上尾市重度心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）を支給することにより、在宅の重度心身障害者の更生の援助と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号) 別表第5号に定める1級又は2級の障害を有するもの
- (2) 埼玉県Ⓐの療育手帳制度に基づく療育手帳の交付を受けた者で、同制度の規定する「Ⓐ」、「A」又は「B」の障害を有するもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級の障害を有するもの

- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がこれらに掲げる者が有する障害に相当する障害を有すると認めた者

(受給資格者)

**第3条** 手当の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、市内に住所を有する者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 65歳未満の重度心身障害者
- (2) 65歳以上の重度心身障害者で65歳に達する前から引き続き重度心身障害者であるもの
- (3) 65歳以上の重度心身障害者で65歳に達する前から引き続き前条第2号に規定する障害の程度に相当する障害があるもの
- (4) 平成22年3月31日において65歳以上の重度心身障害者であり、かつ、重度心身障害者に該当した時が65歳以上でその時から引き続き重度心身障害者である者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。

- (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第17条の規定による障害児福祉手当の支給を受けている者（前条第1号に規定する者又はその者が有する障害に相当する障害を有すると市長が認めた者であり、かつ、同条第2号に規定する者のうち「**A**」若しくは「A」の障害を有する者又はその者が有する障害に相当する障害を有すると市長が認めた者を除く。）

- (2) 法第26条の2の規定による特別障害者手当の支給を受けている者

- (3) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定による福祉手当の支給を受けている者

(手当の額等)

**第4条** 手当の額は、別表に掲げる受給者（第7条第1項に規定する受給者をいう。次項において同じ。）の区分に応じ、同表に定める額とする。

2 受給者は、第2条各号のうち2以上に該当する場合においても、重複して手当の支給を受けることはできない。

(認定)

**第5条** 手当を受けようとする者は、規則の定めるところにより市長に申請し、受給資格者として認定を受けなければならない。

(支給期間及び支払期月)

**第6条** 手当の支給は、前条の規定による申請をした日の属する月の翌月から始め、支給資格を失った日の属する月で終わる。

2 手当は、毎年3月及び9月の2期にそれぞれの月までの分を支払う。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、支払期月でない月であっても、支払うことができる。

(支給の停止及び制限)

**第7条** 市長は、第5条の規定により支給資格者として認定を受けた者（以下「受給者」という。）が、前年の所得（新たに受給者となった者であって、1月から7月までの月分の手当のいずれかの支給を受けることができるものにあつては、前々年の所得）に基づき地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下この項において同じ。）が課せられているときは、当該市町村民税が課せられた年度の初日が属する年の8月から翌年の7月までの月分の手当の支給を停止する。

2 市長は、前項に規定する場合のほか、受給者が次に掲げる施設に入所しているときは、当該施設に入所している期間に属する月の分の手当の支給を停止する。

(1) 法第17条第2号及び第26条の2第1号に規定する施設

(2) 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）第14条第3号に規定する施設

3 市長は、受給者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したと認めるときは、手当の全部又は一部を支給しないことができる。

(支給資格の喪失)

**第8条** 受給者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、手当の支給資格を失う。

(1) 市内に住所を有しなくなったとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 第2条各号のいずれにも該当しなくなったとき。

2 受給者は、前項各号のいずれかに該当することとなったときは、規則の定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

(不正利得の返還)

**第9条** 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、市長は、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(受診命令)

**第10条** 市長は、必要があると認めるときは、受給者に対し、障害の程度について判定を受けるよ

う命ずることができる。

(委任)

**第11条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和47年条例第23号)

この条例は、昭和47年10月1日から施行する。

**附 則** (昭和47年条例第33号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和48年10月1日から施行する。

**附 則** (昭和48年条例第14号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和48年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

**附 則** (昭和50年条例第32号)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和50年10月1日から適用する。

2 昭和50年9月以前の月分の福祉手当については、なお従前の例による。

**附 則** (昭和54年条例第23号)

1 この条例は、昭和55年1月1日から施行する。

2 昭和54年12月以前の月分の福祉手当については、なお従前の例による。

**附 則** (昭和55年条例第26号)

1 この条例は、昭和56年1月1日から施行する。

2 昭和55年12月以前の月分の福祉手当については、なお従前の例による。

**附 則** (昭和56年条例第13号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和61年条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日において現に改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「旧法」

という。)第17条に規定する福祉手当の支給要件に該当している者であって、旧法第19条の認定を受け、又は同条の認定の請求をしているもののうち、福祉手当の支給要件に該当している者が昭和61年4月30日までに第5条の受給資格の認定を受けた場合には、第6条の規定にかかわらず、同月から福祉手当を支給する。

**附 則** (平成12年条例第55号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

**附 則** (平成17年条例第51号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、平成18年4月以後の月分の上尾市重度心身障害者福祉手当(以下この項において「福祉手当」という。)について適用し、同月前の月分までの福祉手当については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 改正後の別表4の項の規定に基づく市町村民税が課せられているか否かの審査は、この条例の施行前においても、行うことができる。

**附 則** (平成21年条例第37号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定並びに次項及び附則第3項の規定は、同年1月1日から施行する。

(支給期間に関する特例)

- 2 平成21年12月31日以前において第1条の規定による改正後の上尾市重度心身障害者福祉手当支給条例(以下「新条例」という。)第3条第2項第1号に規定する重症心身障害児(新条例第2条第2号に規定する者のうち「A」の障害を有する者又はその者が有する障害に相当する障害を有すると市長が認めた者に限る。)に該当していた者が、平成22年1月1日から同年3月31日までの間に新条例第5条の規定により受給資格者として認定を受けた場合における新条例第6条第1項の規定の適用については、同項中「申請の日の属する月の翌月」とあるのは、「平成22年1月」とする。

(経過措置)

- 3 第1条の規定の施行の際現に上尾市重度心身障害者福祉手当(以下「手当」という。)の支給


を受けている者で、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第26条の2の規定による特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の規定による福祉手当の支給を受けているものについては、従前の例により、第1条の規定による改正前の上尾市重度心身障害者福祉手当支給条例の規定による手当を支給する。

4 第2条の規定による改正後の上尾市重度心身障害者福祉手当支給条例の規定は、平成22年4月以降の月分の手当の支給について適用し、同年3月以前の月分の手当の支給については、なお従前の例による。

**附 則**（平成28年12月27日条例第43号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

**別表**（第4条関係）

受給者の区分		手当の額（月額）
1	次の各号のいずれかに該当する受給者 (1) 第2条第1号に規定する者 (2) 第2条第2号に規定する者のうち「  」又は「A」の障害を有する者 (3) 第2条第3号に規定する者のうち1級の障害を有する者 (4) 前3号に掲げる者が有する障害に相当する障害を有すると市長が認めた者	5,000円
2	次の各号のいずれかに該当する受給者 (1) 第2条第2号に規定する者のうち「B」の障害を有する者 (2) 第2条第3号に規定する者のうち2級の障害を有する者 (3) 前2号に掲げる者が有する障害に相当する障害を有すると市長が認めた者	2,500円